

ID: 178

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町道路占用料等徴収条例 第5条ただし書		
例規番号	昭和38年 条例第9号		
<p>【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金の徴収) 第五条 法第七十三条第一項の督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。ただし、第三条各号に掲げる占用の場合に係る督促その他町長が必要と認めるものにあつては、その一部又は全部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日